

令和8年度 横浜市猫の不妊去勢手術・マイクロチップ装着推進事業

猫の不妊去勢手術・マイクロチップ装着費用の一部を補助します

これまで実施してきました猫の不妊去勢手術推進事業とマイクロチップ装着推進事業を統合し、飼い主のいない猫の減少推進に特化した補助金制度になります。(※)

令和8年3月1日(日)以降に施術した猫の不妊去勢手術費用及びマイクロチップ装着費用の一部を横浜市が補助します。 ※本事業は令和8年度予算が横浜市内において議決されることを停止条件とするものです。予算の議決がなされない時は本事業は成立しません。

※本市では、飼い犬・飼い猫へのマイクロチップ装着推進事業を実施してきましたが、マイクロチップ装着に関する法制度の整備や普及の進展をふまえて、令和8年度から「猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着推進事業」に統合し、マイクロチップ装着費用補助対象を「飼い猫にする猫」のみとし、**飼い犬及び飼い猫のマイクロチップ装着は事業対象外となります。**

【補助制度の概要】

補助対象猫	横浜市内で捕獲した飼い主のいない猫(継続)	横浜市内で捕獲した飼い猫にする猫*1(新規)
補助対象者	・横浜市内に住所を有する個人 ・市内の自治会・町内会	横浜市内に住所を有する個人
補助対象施術	不妊去勢手術(耳カットを含む)	不妊去勢手術+マイクロチップ装着
補助金額	1頭につき上限5,000円(税込)*2 不妊去勢手術費用:上限5,000円(税込)*2	1頭につき合計 上限6,500円(税込)*2 不妊去勢手術費用:上限5,000円(税込)*2 マイクロチップ装着費用:上限1,500円(税込)*2
その他条件	耳カットをすること	指定登録機関にマイクロチップの情報登録が完了していること*3
補助頭数	計2,300頭程度	※本年度の予算がなくなり次第、申請期間内であっても終了します。
対象施術期間	令和8年3月1日(日)～令和9年2月28日(日)	
申請受付期間	令和8年5月7日(木)～令和9年3月5日(金) 施術月ごとの締切日あり 注1 施術した翌月15日(15日が区役所の閉庁日の場合は、翌開庁日)が申請締切日 注2 令和8年3月1日～5月31日に施術した場合の申請期間:5月7日～6月15日 注3 令和9年2月1日～2月28日に施術した場合の申請期限:3月5日	
申請場所	・横浜市内18区の福祉保健センター生活衛生課窓口(月～金) ・横浜市動物愛護センター窓口(月～土) ・横浜市電子申請・届出システム(4頭以上の申請及び代理申請は窓口申請のみ)	

*1 飼い主のいない猫のうち不妊去勢手術、マイクロチップ装着・所有者情報登録した後、屋内飼育されることとなった猫。

*2 上限を下回る場合は支払った金額を補助。

*3 装着代金とは別に、マイクロチップの情報登録手数料が別途かかります。登録手数料は補助金の対象となりません。

※犬又は猫にマイクロチップを装着した飼い主は、その日から30日以内に環境大臣指定登録機関にマイクロチップの情報登録をしなければなりません(動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5)。

猫の不妊去勢手術・
マイクロチップ装着推進事業→



マイクロチップの情報登録についてのお問合せ先
環境大臣指定登録機関(公益財団法人日本獣医会)
Tel.03-6384-5320 マイクロチップ情報登録→



【窓口提出書類】※電子申請は、提出書類データをアップロード

- 横浜市猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着推進事業補助金交付申請書兼実施報告書(原本1通・コピー1通)
※電子申請システムから申請する場合は、必要事項を申請フォームに入力してください。
- 横浜市猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着推進事業補助金交付申請書兼実施報告書別紙(原本)
※4頭以上申請の場合のみ。
- 委任状(原本) ※代理申請の場合のみ。
- 申請頭数分の横浜市猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着実施証明書(原本)
- 施術した登録動物病院発行の領収書(原本提示・コピー1通)
(領収書が発行されない場合は、施術費の支払を証する書類の写し)
発行日、宛名(申請者名フルネーム)、金額の内訳、動物病院名及び動物病院所在地、施術実施個体の性別及び頭数(飼い猫にする猫は名前可)、不妊去勢手術実施日、(飼い猫にする猫のみ)マイクロチップ装着実施日 が明記されているもの。
- <飼い主のいない猫> 手術後のカラー写真(L版(8.9×12.7cm)以上。全身の特徴、耳カットが分かるもの。裏面参照。)
- <飼い猫にする猫> □ 施術した登録動物病院が発行する「マイクロチップ装着証明書」の写し(動愛法規則様式第22)
□ 指定登録機関交付の「登録証明書」の写し(動愛法規則様式第24)
- 本人確認書類(原本提示): 現住所の記載がある公的機関発行のもの。
<代理申請の場合> 申請者の本人確認書類(原本又は写しの提示)及び代理人の本人確認書類(原本提示)
※代理人は横浜市民でなくても可
- 申請者が指定する金融機関の預金口座番号が分かる書類(提示)

申請者

① 施術の予約

登録動物病院名簿から施術を実施する動物病院を選び、施術の予約をします。（横浜市の補助金を申請すること伝えます。）

② 実施証明書の事前準備

実施証明書様式を入手し、あらかじめ申請者記載事項を記入して登録動物病院に持参します。

※登録動物病院名簿や申請時に必要な書類は、区福祉保健センター生活衛生課窓口または横浜市動物愛護センターホームページからダウンロードできます。）

登録動物病院

③ 施術

対象の猫に不妊去勢手術、〈飼い猫にする猫のみ〉マイクロチップ装着をします。

④ 領収書等の発行

領収書、実施証明書、〈飼い猫にする猫のみ〉マイクロチップ装着証明書を発行します。

⑤ 〈飼い猫にする猫のみ〉マイクロチップ情報の登録

環境大臣指定登録機関へマイクロチップ情報の登録をします。（表面参照）（データ登録が完了すると、環境大臣指定登録機関から登録証明書が交付されます。）

※オンライン申請の場合、環境大臣指定登録機関から登録証明書（PDF）がメール添付にて送られてきます。



登録証明書

⑥ 申請書類の準備

申請に必要な書類（表面参照）をそろえます。

⑦ 申請書類の提出

区福祉保健センター生活衛生課窓口、動物愛護センター窓口または横浜市電子申請・届出システムで申請します。



電子申請フォーム

横浜市

⑧ 審査

横浜市から申請者や登録動物病院に申請内容について確認調査を行う場合があります。

⑨ 交付決定兼額確定通知書の送付

申請から1～2ヶ月後に、郵便でお送りします。

⑩ 請求書の提出

通知書が届いてから概ね10日以内に、ハガキまたは横浜市電子申請システムで交付請求します。（交付決定兼額確定通知書に請求方法のご案内を同封します。）

⑪ 補助金交付

請求から約1ヶ月後に、申請時に指定した銀行口座に振り込みます。

飼い主のいない猫の写真例

耳カット

※手術後の耳カットと個体全体の特徴が分かること。



1枚で提出



1頭分を2枚で提出



個体全体の特徴

